

喫煙を規制する法律が改正されました

受動喫煙 **ゼロ** に向けて、 取り組んでいきましょう。

昨年7月に、受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこの煙にさらされること）の防止を一層推進するため、多くの人々が利用する施設などにおいて、喫煙を規制する法律（健康増進法の一部を改正する法律）が成立しました。皆様のご理解とご協力をお願いします。

7月1日**日**から、一部の公共施設は施設の中と敷地内で喫煙できません。

【該当する町の施設】

学校・病院・児童福祉施設、行政機関

役場・ひろた交流センター・国保診療所・総合福祉センターはらまち・各小学校・中学校・各幼稚園・各保育所・認定こども園・中央公民館など



敷地内に受動喫煙を防止するための必要な措置が取られている施設については、例外的にその場所でのみ喫煙することができます。



☎ 保険健康課健康増進係 ☎ (962) 6888

年金情報（老齢基礎年金と任意加入制度）

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料納付期間や免除期間などが、原則として10年（120月）以上あると65歳から受給できます。

令和元年度の受給額は、20歳から60歳までの40年間（480月）すべての保険料を納めている場合、満額780,100円となります。

任意加入制度

本人の申し出により「60歳から65歳未満」の5年間、任意で国民年金に加入し、保険料を納めること

とで、65歳から受給する老齢基礎年金を増やすことができます。

対象 ①②全てに該当する人

① 保険料の納付月数が480月未満

② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない人

※ 納付方法は口座振替が原則です。

☎ 保険健康課保険年金係 ☎ (962) 7057
松山西年金事務所国民年金課

☎ (925) 5105（自動音声案内）

※ 詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

🌐 <http://www.nenkin.go.jp/>

児童手当・特例給付の受給者は現況届の提出 が必要です

児童手当・特例給付を受給している人は、6月中に「現況届（注1）」を提出しなければなりません。提出しないと6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

書です。

対象者 6月1日時点で、児童手当・特例給付を本町で受給している人

※ 公務員の人は、勤務先で手続きをしてください。

提出期限 6月28日

提出先 介護福祉課・広田支所

☎ 介護福祉課社会福祉係 ☎ (962) 7205

【注1】毎年6月1日現在の状況を確認し、引き続き手当を受ける要件を満たしているか確認する届出

6月は「土砂災害防止月間」です

自分の家の周りに危険な場所がないか調べておきましょう

町の防災マップで、地域の避難所や土砂災害危険箇所などを調べておきましょう。普段から家族みんなで避難場所や避難する道順を確認しておけば安心です。

大雨のときや土砂災害警戒情報が発表されたときには早めに避難しましょう

がけ下や溪流沿いにお住いの人は、大雨や土砂災害警戒情報に注意して、早めに安全な場所へ避難しましょう。

また、夜間に大雨が予想されるときは、暗くなる前に避難をしましょう。

第61回水道週間 6月1日(土)～7日(金)

「いつもの水 いつもの水に 日々感謝」 (水道週間スローガン)

水道への関心を高め、限りある貴重な資源である水の大切さを再確認し、節水にご協力ください。

メーター管理のお願い

メーターの検針は、2カ月に1度です。見やすく正しい検針ができるようにしてください。

メーター・止水栓(メーター横のバルブ)が故障していれば役場で修理します。水が止まらないなどの故障が発生したときは、上下水道課へ連絡してください。

防災行政無線などの呼びかけにも注意して、早めの避難を心がけましょう。

台風や大雨のときは、気象情報に注意しましょう

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときは「土砂災害警戒情報」が発表されます。大雨警戒や土砂災害警戒情報などの防災気象情報に注意しましょう。

土砂災害警戒情報

気象庁 ☎ <http://www.jma.go.jp/jp/doshai/>

建設課土木係 ☎ (962) 6010
総務課危機管理係 ☎ (962) 6110

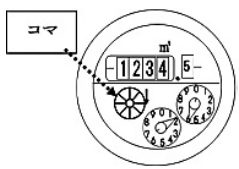
◆家庭内の漏水に注意!

使用水量がいつも比べて多いときは、屋内で漏水していることがあります。水道メーターから蛇口までの配管や装置器具は使用者の管理責任です。使用水量に異常が見られるときは早めに調査して修理しましょう。

漏水の確認方法

家庭内の蛇口を全部閉めて、メーター器を見てください。メーターのコマが回っていれば漏水です。

☎ 上下水道課水道管理係 ☎ (962) 7001



マダニによる感染症にご注意

マダニに咬まれて感染する「重症熱性血小板減少症候群(SFTS)」の発生が増加する時期になりました。この病気は、ウイルスを保有するマダニに咬まれてから6日～2週間後に発熱、嘔吐、下痢などの症状が現れます。重症化し、死亡することもあります。

草むらなどマダニが多く生息する場所に入るときは、次の点に注意しましょう。

- 肌をできるだけ出さないよう、長袖・長ズボン・足を完全に覆う靴、手袋などを着用する。
- 肌が出る部分には、人用防虫スプレーを噴射する。

平成30年度情報公開請求件数の公表

請求件数		24	
請求対象ページ	公開	公開ページ	1564
		部分公開ページ	1
	非公開	個人情報	0
		不存在	0
取り下げ・却下件数		0	
不服申し立て件数		0	

☎ 総務課広報広聴係 ☎ (962) 6110

マダニに咬まれたときは、無理に引き抜こうとせず、病院(皮膚科)で処置をする。

マダニに咬まれたときは、無理に引き抜こうとせず、病院(皮膚科)で処置をする。

マダニとは

森林や草地などの屋外に生息する比較的大型のダニです。吸血前は体長3ミリから8ミリですが、吸血後は10ミリから20ミリの大きさになります。



キチマダニ (写真提供: 愛媛県衛生環境研究所)

平成30年度地球温暖化対策実行計画取り組み結果の公表

温室効果ガス排出量

排出量は5,382t-CO₂でした。

※t-CO₂とは、さまざまな温室効果ガスを二酸化炭素に換算し、その重さを表す単位です。

計画の取り組み状況

庁内で環境連絡会議を1回開催しました。各課の取り組み状況などをホームページで発表し、エネルギー使用量の削減に一層努めます。

☎ 生活環境課環境衛生係 ☎ (962) 7446